

岩手県告示第110号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成23年2月8日から同年3月1日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成23年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

(1) 住所 釜石市只越町三丁目9番13号

(2) 名称 釜石市

2 埋立区域

(1) 位置 釜石市大字平田第9地割20番1及び88番地先水面

(2) 区域 佐須漁港の漁港原点を基点とし、基点から25度44分55秒 131.47メートルの点を1点とし、1点から27度41分28秒 11.04メートルの点を2点とし、2点から36度50分52秒 10.77メートルの点を3点とし、3点から41度30分19秒 9.94メートルの点を4点とし、4点から148度35分35秒 16.23メートルの点を5点とし、5点から238度35分33秒 23.72メートルの点を6点とし、6点から207度45分11秒 3.18メートルの点を7点とし、1から7まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積 319.38平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 2(1)と同じ。

(2) 区域 別紙図面のとおりに。

(3) 面積 2,709.84平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から平成24年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。